

第10章 水防活動

第1節 水防非常配備体制等

1 町の警戒体制及び非常配備体制

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水又は津波のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、幕別町地域防災計画に定める配備基準に準じ、次による警戒体制及び非常配備体制により、水防業務を処理するものとする。但し、配備職員の安全確保に努めなくてはならない。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、直ちに幕別町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

(1) 町の警戒体制

区 分	【 第 1 次 警 戒 体 制 】
配備基準	1 幕別町に大雨警報（浸水害・土砂災害）が発令されたとき 2 町内の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えた場合 3 河川の水位や降雨等の状況から必要があると認められたとき 4 災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき
活動内容	1 防災環境課長及び地域振興課長は、第2次警戒体制を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。また、必要に応じて関係部課長へ状況を通知する。 2 第2次警戒体制関係課の部課長は（自宅）待機とし、状況によっては速やかに参集できる体制とする。 3 防災環境課長及び地域振興課長は、状況に応じて、全職員を（自宅）待機とすることができる。
区 分	【 第 2 次 警 戒 体 制 】
配備基準	1 上記警報発令状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき 2 今後災害が発生するおそれがあり、災害対策に備える必要があるとき 3 水防団待機水位を超えた状況が継続され、洪水注意報の発令または、町内の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位（警戒水位）を超える可能性があるとき 4 町内にあるいずれかの雨量計において、1時間雨量が25mm以上を記録したとき 5 河川の水位や降雨等の状況から必要があると認められたとき
活動内容	1 防災環境課長及び地域振興課長は、気象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 2 防災環境課長及び地域振興課長は、関係部課と情報収集、活動状況等についての情報連絡にあたる。 3 各部課長は、防災環境課長及び地域振興課長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動等、随時、所属職員に対し必要な指示をする。 4 防災環境課長及び地域振興課長は、状況に応じて、その他の部課の職員を（自宅）待機とすることができる。

(2) 町の非常配備体制

区分	【第1種非常配備体制】
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき 2 今後更に被害が拡大するおそれがあるとき 3 町内の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超えたとき 4 本町域内で震度4以上の地震が発生し、太平洋沿岸に「津波警報」が発表されたとき。（本町域外の地震による津波は、次の5による。） 5 津波による災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係部課長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 2 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を防災環境課長及び地域振興課長に報告するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 初期災害対策活動にあたる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係する協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 3 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え（自宅）待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。
区分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 洪水警報が発令され、かつ、洪水予報基準点で避難判断水位を超え更に上昇する恐れがあるとき 2 町内の水位観測所のうち、いずれかが氾濫危険水位を超える可能性があるとき 3 数地区にわたり相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき 4 太平洋沿岸に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。 5 町内に津波による被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 3 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動が開始できるよう所要の人員を非常配備させる。 イ 災害発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各対策部長に報告するものとする。
区分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	全域にわたり甚大な被害をもたらす被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。 3 町内に津波による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
活動内容	各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注

※ 第2次非常配備体制以降は、災害対策本部に移行する。

(3) 職員の配置基準

部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備
企画総務部	政策推進課			○	◎	◎
	総務課			【総務係】	◎	◎
	税務課			○	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎	◎	◎
住民福祉部	住民生活課			○	◎	◎
	防災環境課	※ △・ 【防災危機管理係】	◎	◎	◎	◎
	福祉課			○	◎	◎
	こども課			△	○	◎
	保健課			○	◎	◎
経済部	農林課	※ △	※ △	○	◎	◎
	商工観光課			○	◎	◎
	農業振興担当			○	◎	◎
建設部	土木課	※ △	◎	◎	◎	◎
	都市計画課		○	◎	◎	◎
	水道課	※ △	◎	◎	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	※ △・ 【住民生活係】	※ △・ 【住民生活係】	○	◎	◎
	保健福祉課			○	◎	◎
	経済建設課	※ △	◎	◎	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談担当	△	○	○	◎	◎
出納室	会計課			△	○	◎
農業委員会	農業委員会			○	◎	◎
	忠類支局			○	◎	◎
議会事務局				○	◎	◎
監査委員事務局				◎	◎	◎
教育委員会	学校教育課			○	◎	◎
	生涯学習課			○	◎	◎
	(忠類)			○	◎	◎
	幕別学校給食センター			△	○	◎
	忠類学校給食センター			△	○	◎
	図書館			△	○	◎

◎：全職員、○：係長以上、△：課長以上、【 】：該当する係

ただし、※印の課長補佐以下の配備体制は、状況により課長が判断し招集配備する。

※本部員（部長以上）は、第1種非常配備体制で招集する。

(4) 消防機関の非常配備体制

区 分	【第1種非常配備体制】※待機
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川（「十勝川・札内川・途別川・猿別川」以下同じ。）に水防警報（待機）が発令されたとき 2 洪水予報指定河川（「十勝川・札内川」以下同じ。）において水防団待機水位に達し、更に上昇するおそれがあるとき 3 大雨警報、洪水警報の発令により又は河川等の状況により待機を必要と認めたとき 4 知事から、待機の指示を受けたとき
配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職・団員のうち各班長以上の招集 2 非番等の職員は自宅待機
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行う。
区 分	【第2種非常配備体制】※準備
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川に水防警報（準備）が発令されたとき 2 洪水予報指定河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり、出動の必要が予想されるとき 3 大雨警報、洪水警報の発令により又は河川等の状況により水防活動の準備が必要と認めたとき 4 知事から、出動準備の指示を受けたとき
配備体制	非番等の消防職員の招集
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 全消防職員を招集し、班を編成する。 2 水防本部または災害対策本部に連絡員の派遣を行い、連絡情報の収集に努めること 3 出動車両の点検整備（救命ボートの組立整備）を行うこと 4 水防資機材及び各班装備器材の整備、準備を行うこと 5 出動の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと
区 分	【第3種非常配備体制】※出動
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川に水防警報（出動）が発令されたとき 2 洪水予報指定河川に洪水予報（注意報）が発令されたとき、又は河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。 3 大雨警報、洪水警報の発令により又は雨量・水位・その他の状況により堤防の水があふれたり、決壊等のおそれがあるとき 4 知事から、出動の指示を受けたとき
配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職・団員の全部を招集
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職・団員の全部を招集し、班の編成を行い、水防活動及び避難救助活動を行うこと

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

町は、地区別巡視責任者を別に定め、担当水防区域内の河川等を巡視するものとする。（別表5 地区別巡視責任者）

2 出水時

水防管理者は、道から非常配備体制を指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは速やかに当該河川管理者に報告するとともに、水防作業を実施するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第6節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

町は、浸水被害など水防上特に注意が必要とする箇所について、「幕別町における災害応急対策支援に関する協定書」に基づき、幕別建設業協会等の協力を得ながら監視及び警戒を行う人員を配置し、異常を発見した場合、すぐに水防活動が移行できる体制をとるものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂または沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常状態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、「資料3 水防工法」とおり

である。

その際、水防活動従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、従事者自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 緊急通行

法第19条の規定により、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第19条第1項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補填しなければならない。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。(法第21条第1項)

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。(法第21条第2項)

第6節 避難のための立退き

(1) 洪水又は津波により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、帯広警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を十勝総合振興局長に速やかに報告するものとする。

(3) 水防管理者は、帯広警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

第7節 決壊・越水等の通報

1 決壊通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はダム等の管理者は、次のとおり直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

2 決壊・越水等の通報系統

決壊・越水等の通報系統は、図 10-1 堤防等の決壊・越水等通報系統図及び図 10-2 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図のとおり。

通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理し、事前に関係水防管理者に提示することとする。

図 10-1 堤防等の決壊・越水等通報系統図

通 報 先	担 当 課	電 話
幕 別 町 水 防 管 理 者 (防 災 環 境 課 長)	帯広警察署長	警備課 0155-25-0110
	帯広開発建設部長	防災対策官 0155-24-3194
	帯広河川事務所長	計画課 0155-25-1294
	池田河川事務所長	計画課 015-572-2661
	帯広建設管理部長	事業課 0155-27-8726
	十勝総合振興局長	地域政策課 0155-26-9023
	帯広市長	総務課 0155-24-4103
	音更町長	情報・防災課 0155-42-2111
	池田町長	総務課 015-572-3111
	豊頃町長	総務課 015-574-2211
	浦幌町長	総務課 015-576-2111
	住民	

図 10-2 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

通 報 先	担 当 課	電 話
ダ ム 管 理 者	帯広警察署長	警備課 0155-25-0110
	帯広開発建設部長	防災対策官 0155-24-3194
	帯広河川事務所長	計画課 0155-25-1294
	池田河川事務所長	計画課 01557-2-2661
	帯広建設管理部長	事業課 0155-27-8726
	十勝総合振興局長	地域政策課 0155-26-9023
	帯広市長	総務課 0155-24-4103
	音更町長	情報・防災課 0155-42-2111
	池田町長	総務課 015-572-3111
	豊頃町長	総務課 015-574-2211
	浦幌町長	総務課 015-576-2111
	住民	

＜幕別ダム管理規定に定める関係機関への通報系統図＞

ダム管理者	通 報 先	担 当 課	電 話
	帯広建設管理部長	事業課	0155-27-8726
	帯広開発建設部長	管理課	0155-24-4121
	帯広警察署長	地域課	0155-25-0110
	幕別町長	防災環境課	0155-54-6601

3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要なくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。